

市立中学校で使用する『社会科歴史的分野』の教科書の採択について

本で行われた教育委員会定例会で、市立中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和4年度から6年度まで使用する「社会科歴史的分野」の教科書を採択しましたので、お知らせします。

採択の概要

昨年度、令和3年度から4年間使用する中学校用教科書の採択を実施しました。(※)

ただし、令和2年度に再申請をした発行者があり、文部科学大臣の検定を経て、新しく「中学校社会科歴史的分野」の教科書が発行されることになりました。

「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置法施行規則第6条第3号」によると、採択替えができることになっています。横浜市教育委員会としては、令和3年5月の定例会において、公正に手続きを行うことを重視し、採択手続きを実施することにしました。

そのため、本で行われた教育委員会定例会において審議し、文部科学大臣の検定を経た教科書発行者8者の中から、次のとおり採択しました。

| 種 目 | 発 行 者 |
|-----------|-----------|
| 社会科 歴史的分野 | 株式会社 帝国書院 |

※ 令和2年度に採択した発行者は、株式会社帝国書院です。

なお、本日の教育委員会定例会では、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和4年度に使用する教科書も採択しました。

| お問合せ先 | | |
|-------------------|-------|------------------|
| (教科書採択の手続きに関すること) | | |
| 教育委員会事務局小中学校企画課長 | 根岸 淳 | Tel 045-671-3233 |
| (教育委員会会議に関すること) | | |
| 教育委員会事務局総務課長 | 大塚 尚子 | Tel 045-671-3223 |

【参考資料】教科書制度の概要

■ 教科書とは

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として使用する図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの。

(参考:教科書の発行に関する臨時措置法第2条)

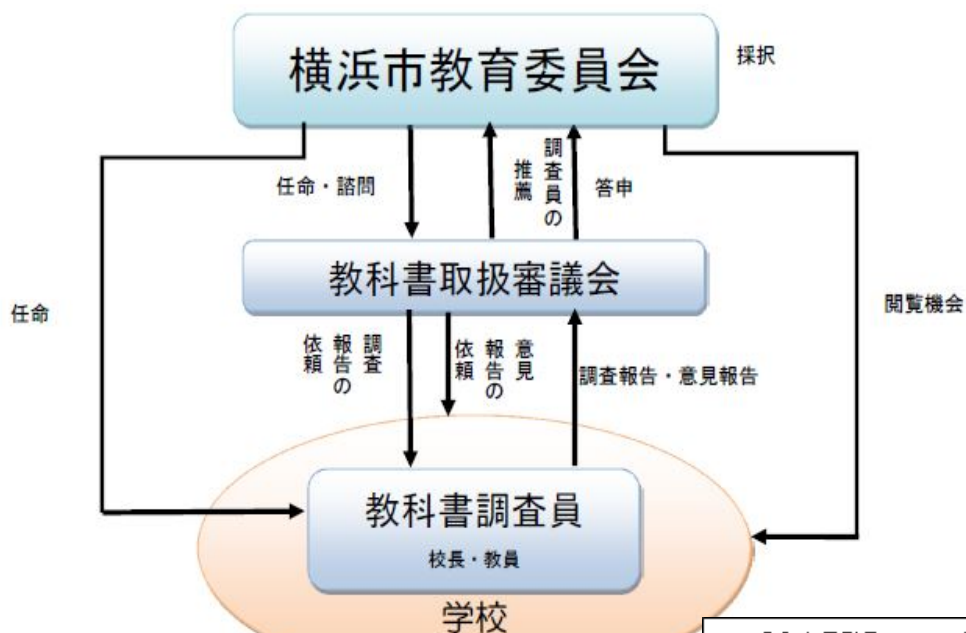
■ 教科書採択について

採択の権限

- 採択とは、学校で使用する教科書を決定すること。
- 公立学校で使用する教科書の採択の権限は、学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。
- 国・私立学校で使用する教科書の採択の権限は校長にある。

採択の方法(令和3年度)

- 義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書の採択については「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって規定。(高等学校については法令上、具体的な定めはないが、各学校の実態に即して採択)
- ① 文部科学省、神奈川県教育委員会の指導・助言 【3月30日】
- ② 教育委員会において横浜市教科書採択の基本方針の決定 【5月13日】
- ③ 横浜市教育委員会から横浜市教科書取扱審議会への諮問 【5月13日】
- ④ 審議会における審議及び調査 【5月20日～7月15日】
- ⑤ 審議会が教育委員会に教科書調査員を推薦 【5月20日】
- ⑥ 学校や児童・生徒の実態を把握するため、審議会が学校長の意見を聴取 【5月20日】
(※)
- ⑦ 横浜市教科書取扱審議会から横浜市教育委員会への答申 【7月16日】
- ⑧ 横浜市教育委員会での採択 【8月4日】
- ⑨ 神奈川県教育委員会への報告、学校への採択結果の通知 【8月中】



※ 「◎意見聴取」は、高等学校、特別支援学校、個別支援学級が対象

令和3年度に採択する教科書

- 中学校・義務教育学校後期課程用「社会科歴史的分野」の教科書（令和4～6年度使用）
- 南高等学校附属中学校用「社会科歴史的分野」の教科書（令和4～6年度使用）
- 横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「社会科歴史的分野」の教科書（令和4～6年度使用）
- 高等学校用教科書（令和4年度使用）
- 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書（令和4年度使用）

採択地区

- 小学校、中学校、義務教育学校は1採択地区。

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律】

第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

第16条 指定都市については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

- 高等学校、高等学校附属中学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級は学校ごとの採択。

採択の時期

- 義務教育諸学校において使用する教科用図書は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条）

採択の周期

- 小学校、中学校、義務教育学校において同一教科書を採択する期間は4年。
（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条）
- 高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書は毎年採択。

中学校社会科歴史的分野の教科書採択に関する文部科学省の通知について

【参考】令和3年3月30日付け2初教科67号「令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」文部科学省初等中等教育局教科書課長名通知（抜粋）

1 採択に当たっての留意事項について

(2) 中学校用教科書の採択について

（前略）なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。

（中略）

(イ) 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究（下記(カ)参照）の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

(カ) 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定に基づき、新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際、具体的な実施方法については、各都道府県教育委員会において、その実情を踏まえて適切に判断されるべきものであること。

【参考】令和4年度の市立中学校数・生徒数について

- ・ 中学校数：148校（義務教育学校後期課程3校を含む）
- ・ 生徒数：約7万4千人（令和2年度義務教育人口推計より。3学年合計。）

※社会科歴史的分野の教科書は、新1年生に無償給与されたものを3年間使用する。

そのため、新2・3年生は今年度の採択結果に関わらず、1年生時の教科書を引き続き使用する。